

平成二十三年法律第二百一十六号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等（第三条・第二十五条）
- 第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係（第四条・第三十七条・第三十八条）
- 第四章 費用（第五章 雑則（第三十九条・第四十一条）
- 第六章 罰則（第四十二条・第四十五条）

附則 第一章 総則

（目的）

この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六十三年一月二十七日までの間に、市町村長、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者が、その期日又は期間及び場所を指定して行った予防接種又はツベルクリン反応検査のうち、当該予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日ににおいて施行された既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあっては、その相続人に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受ける権利を有する者が死した場合において、その者がその死亡前に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

この法律において「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集團予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「持続感染の状態」という。）になつたもの及びその者の胎内又は産道においてB型

肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染に類する者」という。）であつて持続感染の状態になつたものをいう。

この法律において「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集團予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になつたことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものと/orい。

この法律において「訴えの提起等」とは、七歳に達するまでの間における集團予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になつたこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になつたことによつて生じた損害の賠償の請求に係る訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てであつて、その相手方に国が含まれるものと/orい。

第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

（社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。））

特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死んでいる場合にあっては、その相続人に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。

ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受ける権利を有する者が死した場合において、その者がその死亡前に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

この法律において「持続感染の状態」という。）になつたもの及びその者の胎内又は産道においてB型

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続）

特定B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（前二号、次号及び第五号に掲げる者を除く。）二千五百萬円

B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（うち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。）三百五十万円

B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（うち、第一号及び第二号に掲げる者を除く。）六百万円

B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（うち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。）三千五百萬円

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）

第一次のイからハまでに掲げる者	三千六百万元
イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者（次号イに掲げる者を除く。）	一万円
ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。）	一万円
ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）にり患した者（イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。）	九百六十万円
イ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（うち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）三百五十万円）	九百五十万円
八 慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）	五百五十万円
九 前各号に掲げる者以外の者（集團予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者にあっては出生の時、母子感染者に類する者にあっては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。）	五十万円

ち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げる者を除く。）にり患した者（前二号、次号及び第五号に掲げる者を除く。）二千五百萬円

B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（うち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。）三千五百萬円

B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（うち、第一号及び第二号に掲げる者を除く。）六百万円

B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）にり患した者（うち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。）三千五百萬円

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）

第一次のイからハまでに掲げる者	三千六百万元
イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者（次号イに掲げる者を除く。）	一万円
ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。）	一万円
ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）にり患した者（イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。）	九百六十万円
イ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（うち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）三百五十万円）	九百五十万円
八 慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）	五百五十万円
九 前各号に掲げる者以外の者（集團予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者にあっては出生の時、母子感染者に類する者にあっては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。）	五十万円

（第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）

第一次のイからハまでに掲げる者	三千六百万元
イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者（次号イに掲げる者を除く。）	一万円
ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。）	一万円
ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）にり患した者（イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。）	九百六十万円
イ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（うち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）三百五十万円）	九百五十万円
八 慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）	五百五十万円
九 前各号に掲げる者以外の者（集團予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者にあっては出生の時、母子感染者に類する者にあっては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。）	五十万円

前項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者の病態その他の同項各号のいずれかに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、厚生労働省令で定める。

(訴訟手当金の支給)

第七条 特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に際し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定めたものを支出したとき、又は弁護士・弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。

訴訟手当金の額は、前項に規定する厚生労働省令で定める費用に係るものにあっては当該検査に通常要する費用を考慮して厚生労働省令で定める額とし、弁護士・弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に支払うべき報酬に係るものにあっては当該者に支給される特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に百分の四を乗じて得た額とする。

3 第二条第二項及び第三項の規定は訴訟手当金の支給について、第五条の規定は訴訟手当金の支給の請求について、それぞれ準用する。

(追加給付金の支給手続)

第八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかに該当するに至つたものに對し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。金の支給について準用する。

(追加給付金の支給手續)

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六条第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

(追加給付金の請求期限)

第十一条 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者が

B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して五年以内に行わなければならない。

(追加給付金の額)

第十二条 追加給付金の額は、第六条第一項第一号又は第六号に定める額から、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

1 初めて追加給付金の支給を受ける場合

2 既に追加給付金の支給を受けたことがある場合

3 第三条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額

(定期検査費の支給)

第十三条 支払基金は、確定判決等において第六条第一項第一号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者(追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染患者」という)が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「定期検査」という)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染患者に対する治療費を支給する。

2 定期検査費の額は、その者の請求に基づき定期検査に要する費用の額の算定について準用する。

3 第三条第二項及び第三項の規定は母子感染防止医療費の支給について、前条第二項の規定は母子感染防止医療費の請求について、同条第四項の規定は前項の母子感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

(世帯内感染防止医療費の支給)

第十四条 支払基金は、判決確定日等以後に特定無症候性持続感染患者と同一の世帯に属する者となつた者(母子感染防止医療の対象となる者を除く。以下「特定無症候性持続感染患者の同一世帯所属者」という)が、判決確定日等以後に、病院又は診療所からB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「世帯内感染防止医療」という)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条の規定による支払べき費用を、当該特定無症候性持続感染患者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に関して、健康保険法等による支払べき費用を、当該特定無症候性持続感染患者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 特定無症候性持続感染患者が、受給者証を提示して、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「保険医療機関等」という)から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合は、支払基金は、定期検査費又は母子感染防止医療費(特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条の規定において同じ。)として当該特定無症候性持続感染患者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に關して、健康保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療費の支給があつたものとみなす。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療費の支給があつたものとみなし。

4 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である特定無症候性持続感染患者が、受給者証を提示して、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払う

5 第三条第二項及び第三項の規定は、定期検査費の支給について準用する。

(母子感染防止医療費の支給)

第十五条 支払基金は、第十二条第一項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対する治療費を、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給する。

2 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千円とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は定期検査手当の支給について、第十二条第二項の規定は定期検査手当の支給について、第十二条第二項の規定は定期検査手当の支給について準用する。

(定期検査手当の支給)

第十六条 支払基金は、特定無症候性持続感染者に対する治療費を、年を単位として定期検査手当の支給について、「受給者証」という)を交付する。

2 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「保険医療機関等」という)から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合は、支払基金は、定期検査費又は母子感染防止医療費(特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条の規定において同じ。)として当該特定無症候性持続感染患者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に關して、健康保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療費の支給があつたものとみなす。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療費の支給があつたものとみなし。

4 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である特定無症候性持続感染患者が、受給者証を提示して、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払う

規定は世帯内感染防止医療費の支給の請求について、同条第四項の規定は前項の世帯内感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

(定期検査手当の支給)

第十七条 支払基金は、第十二条第一項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対する治療費を、年を単位として定期検査手当の支給について、「受給者証」という)を交付する。

2 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千円とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は定期検査手当の支給について、第十二条第二項の規定は定期検査手当の支給について準用する。

(定期検査手当の支給)

第十八条 支払基金は、特定無症候性持続感染者に対する治療費を、年を単位として定期検査手当の支給について、「受給者証」という)を交付する。

2 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「保険医療機関等」という)から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合は、支払基金は、定期検査費又は母子感染防止医療費(特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条の規定において同じ。)として当該特定無症候性持続感染患者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に關して、健康保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療費の支給があつたものとみなす。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該特定無症候性持続感染患者に対する母子感染防止医療費の支給があつたものとみなし。

4 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である特定無症候性持続感染患者が、受給者証を提示して、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払う

労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第三十三条 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(余裕金の運用)

第三十三条 支払基金は、次の方法によるほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第十四十三号))第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

(協議) 第三十四条 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項又は第二号の指定をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(報告の徴収等)

第三十五条 厚生労働大臣は、支払基金又は第十七条第二項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第二十三条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)
第三十六条 第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会が意見を述べる場合における同法第十六条第一項の規定については、同項中「行うため」とあるのは、「行うため」並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第十七条

第一項の規定に基づき意見を述べるため」とする。

第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条规定する業務とみなす。

第四章 費用

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金)

第三十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の執行に要する費用を除く。)に充てるため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設ける。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は、次条の規定により交付された資金及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する額から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

3 第三十三条及び第三十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用について準用する。

4 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を廃止する場合において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(交付金)

第三十八条 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

5 第五章 雜則

(戸籍事項の無料証明)
第三十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対する支払基金の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めることができる。

付金等の支給を受けようとする者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令の手続、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関する必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 訽則
第四十一条 この法律に定めるもののほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の手続、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十二条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十五条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

1 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第三十三条(第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十二年法律第二百四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(平成二十四年度から令和八年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から令和八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

(政令への委任)

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限等の検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 平成二十四年度から令和八年度までの間ににおいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に起等をし、確定判決等において特定B型肝炎ウイルス感染者であることを証された者に係る第七条第二項の規定の適用については、同項中「百分の四」とあるのは、「百分の十」とする。

第四条 支払基金は、平成二十四年度から令和八年度までの間ににおいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給関係業務に係る支払基金の認可を受け、長期借入金をすることが可能である。

第五条 支払基金は、平成二十四年度から令和八年度までの間に償還するものとする。ただし、令和七年度までの間に償還するものとする。

第六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十二年法律第二百四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

第七条 政府は、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第四章、第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

